

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
16	生活保護事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

高槻市は、生活保護事務等における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

高槻市長

公表日

令和7年2月4日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	生活保護事務
②事務の概要	<p>生活保護法及び「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について」(昭和29年5月8日社発第382号厚生省社会局長通知)による、保護の決定及び実施等に関する事務を行う。</p> <p>(1)保護の実施に関する事務 (2)保護の開始若しくは変更申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 (3)職権による保護の開始及び変更に関する事務 (4)保護の停止又は廃止に関する事務 (5)資料の提供などの求めに関する事務 (6)就労自立給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 (7)進学・就職準備給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 (8)被保護者の健康管理支援事業の実施に関する事務 (9)保護に要する費用の返還に関する事務 (10)徴収金の徴収に関する事務</p> <p>医療扶助のオンライン資格確認については、以下の事務を行う。 ・生活保護システムから医療保険者等向け中間サーバー等への特定個人情報の連携 ・医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴の管理(※) ・医療保険者等向け中間サーバー等における本人確認事務(※) ・医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号の取得等(※) (※)社会保険診療報酬支払基金へ委託</p>
③システムの名称	生活保護システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、医療保険者等向け中間サーバー等、統合専用端末
2. 特定個人情報ファイル名	
生活保護受給者情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法 第9条第1項 別表 23の項 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第15条 高槻市行政手続における個人番号の利用等に関する条例 別表第1の第4の項(令和7年6月14日まで) 番号法第九条第一項に規定する準法定事務及び準法定事務処理者を定める命令 表1の項(令和7年6月15日から)
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p>[実施する]</p> <p>1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>【情報照会】 番号法第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第2条の表 42、43、161及び162の項</p> <p>【独自利用における情報照会の根拠】 番号法第19条第9号(令和7年6月14日まで)</p> <p>【情報提供】 番号法第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第2条の表 13、14、18、20、28、37、40、42、48、49、53、59、63、69、74、75、76、86、87、89、96、108、125、132、141、144、151、155、158、161、167、168、169、170、171及び172の項</p>

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部福祉事務所生活福祉総務課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部法務ガバナンス室
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	健康福祉部福祉事務所生活福祉総務課
9. 規則第9条第2項の適用 [<input type="checkbox"/>]適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年3月31日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年3月31日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[<input type="radio"/>]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[<input type="radio"/>]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[]接続しない(入手) []接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	申請者及び被保護者のマイナンバーは宛名番号をキーに生活保護システムに登録されており、宛名番号登録時は複数の担当者による確認を行っている。住基ネット照会によりマイナンバーを確認する必要が生じた場合は、適切に本人を特定するため基本4情報により照会を行い、かつ複数の担当者による確認を行っている。よって、当該リスクへの対策は十分であると考えられる。	
9. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検	[<input type="checkbox"/>] 内部監査 [<input type="checkbox"/>] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策]	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	生活保護システム及び団体内統合宛名システムは、システム利用者に配布するICカードとパスワードの二要素認証でアクセス権を制限している。また、システム利用者は台帳にて管理しており、人事異動等適宜必要なタイミングで更新を行い、業務上必要となる者にのみアクセス権が付与されている状態を保っている。よって、当該リスクに対する対策は十分であると考えられる。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年10月11日	I 関連情報 ③個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の15の項 高槻市行政手続における個人番号の利用等に関する条例 別表第1の第5の項	番号法第9条第1項 別表第一の15の項 高槻市行政手続における個人番号の利用等に関する条例 別表第1の第4の項	事後	条例改正により項ズレが生じたため
令和3年10月11日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二の26の項(但し生活保護法に基づく保護に限る)	【情報照会】 番号法第19条第8号 別表第二の26の項【独自利用における情報照会の根拠】 番号法第19条第9号 【情報提供】 番号法第19条第8号 別表第二の9,10,14,16,18,20,24,26,27,28,30,31,37,38,42,50,53,54,61,62,64,70,87,90,94,104,106,108,113,116,120の項	事後	デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の公布に伴う行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正があったため 情報照会と情報提供の区別が明確になるよう修正
令和5年2月15日	I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	生活保護システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、統合専用端末	生活保護システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、医療扶助保険者等向け中間サーバー	事後	
令和5年5月16日	I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	生活保護システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、医療扶助保険者等向け中間サーバー	生活保護システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、医療保険者等向け中間サーバー等、統合専用端末	事後	
令和5年11月30日	I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	生活に困窮する世帯からの相談・申請を受け、困窮の程度に応じて生活・住宅・教育・医療・介護扶助等の保護を行う。	生活に困窮する世帯からの相談・申請を受け、困窮の程度に応じて生活・住宅・教育・医療・介護扶助等の保護を行う。 医療扶助のオンライン資格確認については、以下の事務を行う。 ・生活保護システムから医療保険者等向け中間サーバー等への特定個人情報の連携 ・医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴の管理(※) ・医療保険者等向け中間サーバー等における本人確認事務(※) ・医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号の取得等(※) (※)社会保険診療報酬支払基金へ委託	事後	
令和6年7月2日	I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	生活に困窮する世帯からの相談・申請を受け、困窮の程度に応じて生活・住宅・教育・医療・介護扶助等の保護を行う。 医療扶助のオンライン資格確認については、以下の事務を行う。 ・生活保護システムから医療保険者等向け中間サーバー等への特定個人情報の連携 ・医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴の管理(※) ・医療保険者等向け中間サーバー等における本人確認事務(※) ・医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号の取得等(※) (※)社会保険診療報酬支払基金へ委託	生活保護法に基づき、同法に定める生活に困窮する者に対して、保護の決定及び実施等に関する事務を行う。 (1)保護の実施に関する事務 (2)保護の開始若しくは変更申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 (3)職権による保護の開始及び変更に関する事務 (4)保護の停止又は廃止に関する事務 (5)資料の提供などの求めに関する事務 (6)就労自立給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 (7)進学準備給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 (8)被保護者の健康管理支援事業の実施に関する事務 (9)保護に要する費用の返還に関する事務 (10)徴収金の徴収に関する事務 医療扶助のオンライン資格確認については、以下の事務を行う。 ・生活保護システムから医療保険者等向け中間サーバー等への特定個人情報の連携 ・医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴の管理(※) ・医療保険者等向け中間サーバー等における本人確認事務(※) ・医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号の取得等(※) (※)社会保険診療報酬支払基金へ委託	事後	
令和6年7月2日	II しいき値判断項目 1. 対象人数	令和4年3月31日 時点	令和6年3月31日 時点	事後	
令和6年7月2日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数	令和4年3月31日 時点	令和6年3月31日 時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年2月4日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	生活保護法に基づき、同法に定める生活に困窮する者に対して、保護の決定及び実施等に関する事務を行う。 (1) 保護の実施に関する事務 (2) 保護の開始若しくは変更申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 (3) 職権による保護の開始及び変更に関する事務 (4) 保護の停止又は廃止に関する事務 (5) 資料の提供などの求めに関する事務 (6) 就労自立給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 (7) 進学準備給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 (8) 被保護者の健康管理支援事業の実施に関する事務 (9) 保護に要する費用の返還に関する事務 (10) 徴収金の徴収に関する事務 医療扶助のオンライン資格確認については、以下の事務を行う。 ・生活保護システムから医療保険者等向け中間サーバー等への特定個人情報の連携 ・医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴の管理(※) ・医療保険者等向け中間サーバー等における本人確認事務(※) ・医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号の取得等(※) (※) 社会保険診療報酬支払基金へ委託	生活保護法及び「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について」(昭和29年5月8日社発第382号厚生省社会局長通知)による、保護の決定及び実施等に関する事務を行う。 (1) 保護の実施に関する事務 (2) 保護の開始若しくは変更申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 (3) 職権による保護の開始及び変更に関する事務 (4) 保護の停止又は廃止に関する事務 (5) 資料の提供などの求めに関する事務 (6) 就労自立給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 (7) 進学・就職準備給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 (8) 被保護者の健康管理支援事業の実施に関する事務 (9) 保護に要する費用の返還に関する事務 (10) 徴収金の徴収に関する事務 医療扶助のオンライン資格確認については、以下の事務を行う。 ・生活保護システムから医療保険者等向け中間サーバー等への特定個人情報の連携 ・医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴の管理(※) ・医療保険者等向け中間サーバー等における本人確認事務(※) ・医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号の取得等(※) (※) 社会保険診療報酬支払基金へ委託		
令和7年2月4日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の15の項 高槻市行政手続における個人番号の利用等に関する条例 別表第1の第4の項	番号法 第9条第1項 別表 23の項 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第15条 高槻市行政手続における個人番号の利用等に関する条例 別表第1の第4の項(令和7年6月14日まで) 番号法第9条第一項に規定する準法定事務及び準法定事務処理者を定める命令 表1の項(令和7年6月15日から)		
令和7年2月4日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	【情報照会】 番号法第19条第8号 別表第二の26の項 【独自利用における情報照会の根拠】 番号法第19条第9号 【情報提供】 番号法第19条第8号 別表第二の 9,10,14,16,18,20,24,26,27,28,30,31,37,38,42,50,53,54,61,62,64,70,87,90,94,104,106,108,113,116,120の項	【情報照会】 番号法第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第2条の表 42、43、161及び162の項 【独自利用における情報照会の根拠】 番号法第19条第9号(令和7年6月14日まで) 【情報提供】 番号法第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第2条の表 13、14、18、20、28、37、40、42、48、49、53、59、63、69、74、75、76、86、87、89、96、108、125、132、141、144、151、155、158、161、167、168、169、170、171及び172の項		
令和7年2月4日	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業	-	項目追加		様式変更による
令和7年2月4日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策	-	項目追加		様式変更による